

# 令和4年度 教育課程特例校 特別の教育課程編成の方針について

利根町の各小学校は、文部科学省から教育課程特例校の指定を受け、これからの時代に必要とされる「グローバルな視野をもった人材」を育成するため、特別の教育課程を編成しています。  
その具体的な内容や方針についてお知らせいたします

## 1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関

- ・利根町教育委員会

## 2 特別の教育課程を編成・実施する学校

- ・利根町立文小学校
- ・利根町立文間小学校
- ・利根町立布川小学校

## 3 特別の教育課程の内容

### (1) 特別の教育課程の概要

小中連携のもと9年間を見通した英語教育を充実させるために、小学校の1学年及び第2学年の生活科の授業のうち、年間20時間を外国語活動の時間に替えて実施します。

### (2) 特別の教育課程による指導方針

小学校第1学年から外国語活動を教育課程に位置付けることにより、低学年の段階では、英語の音声に慣れ親しみ、英語の学習が楽しいと感じられる児童を育てます。

中学年からは、低学年で育まれた素地を生かし、積極的に英語でのコミュニケーションを図る態度を育み、高学年では音声で慣れ親しんだ表現を想起しながら、「読むこと」や「書くこと」の能力の育成も大切に、中学校の学習へとつながる発展性のある指導を目指していきます。

## 4 特別の教育課程を編成する必要性

外国籍児童生徒の増加や、国際化が進む中で、児童生徒に英語によるコミュニケーションの能力の基礎を養うことは重要課題であると考えます。

利根町の小中学校で学ぶ児童生徒たちが、将来、英語で自分の考えを述べたり、身の回りのことや、生まれ育つ利根町のよさを英語で紹介したりするなど、国際社会の一員として活躍するための基礎を育むことを目指します。

## 5 教育課程特例校としての適用期間

- ・2018年（平成30年）4月～2023年（令和5年）3月